

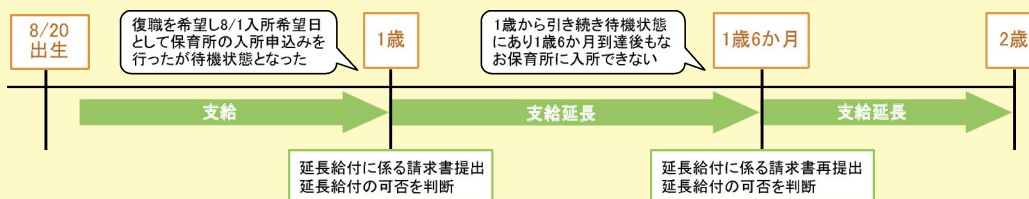
育児休業手当金の延長給付について

育児休業手当金に係る子が1歳に達する日後に保育所へ入所できない等の総務省令で定める要件に該当する場合は、原則1歳までの育児休業手当金の給付を、最大で子が1歳6か月に達する日まで延長することができます。さらに、当該子が1歳6か月に達する日後において引き続き総務省令で定める要件に該当する場合は、最大で子が2歳に達する日まで給付を延長することができます。

総務省令で定める要件とは？（保育所入所不承諾の場合）

当該子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までに、少なくとも1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）を保育所入所希望日として市町村に保育の申し込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、その実施が行われない場合

【延長給付の例】



要件をよく確認してね！



こんな時は
延長給付の
要件に該当
しません

1歳の誕生日を過ぎた
日を入所希望日として
保育所の入所を申し込み、
待機状態になったとき

保育所に入所したとき

保育所の入所申し込み
を取り下げたとき

育児休業手当金の延長給付終了後に事後確認を行っています！



育児休業手当金の延長給付が終了した組合員について、事後確認として延長給付全期間中に係る保育所入所に関する証明書の提出を依頼します。これまでの事後確認で、手当金の返還となった事例を紹介します。

1歳6か月に達する日まで延長給付を受けたが、1歳1か月の時点で入所申込を取り下げていた。

1歳1か月～1歳6か月までの期間について返還になります。延長給付は一律に6月間の給付を受けられるものではなく、その事情が続く間です。入所申込の取り下げをされた場合、保育の利用を希望しないと判断し、延長給付は認められなくなります。

2歳に達する日まで延長給付を受けたが、1歳2か月の時点で一度入所申込を取り下げ、1歳6か月の時点で再度入所申込をしていた。

1歳2か月～2歳までの期間について返還になります。1歳6か月～2歳に達する日まで支給延長できる対象者は、子が1歳に達する日後から1歳6か月に達する日までの全期間において、育児休業手当金の支給要件を満たす者です。そのため、一度入所申込を取り下げ、延長給付が認められなかった期間がある場合は、1歳6か月～2歳に達する日までの支給延長の対象とはなりません。

2歳に達する日まで延長給付を受けたが、1歳11か月の時点で転居し、転居先の市町村においては入所申込を行っていなかった。

1歳11か月～2歳までの期間について返還になります。延長給付は一律に6月間の給付を受けられるものではなく、その事情が続く間です。転居先において入所申込をしていない場合、延長給付は認められなくなります。